

出会い系喫茶の規制の運用状況等について

1 愛知県青少年保護育成条例による出会い系喫茶の規制（平成 21 年 7 月 1 日施行）

(1) 出会い系喫茶を営む者等の禁止行為等

- ア 青少年を出会い系喫茶に入場させること
- イ 青少年を出会い系喫茶の利用者となるよう勧誘すること
- ウ 青少年に出会い系喫茶の所在地等が記載されたビラ等を頒布すること
- エ 青少年を出会い系喫茶に関する接客・勧誘・ビラ等の頒布業務へ従事させること

(2) 出会い系喫茶の営業停止命令

上記の禁止行為に違反した場合は、6 月以内の営業の全部停止、または一部停止を命ずることができる。

※参考資料No.4 「愛知県青少年保護育成条例のあらまし」参照

2 出会い系喫茶への立入調査

平成 21 年度に、県と県警が合同で 7 店舗に対して計 6 回の立入調査を実施した。立入調査の結果では、出会い系喫茶への 18 歳未満の青少年の入場禁止など禁止行為に関する違反はなかった。

【愛知県内の出会い系喫茶営業（平成 22 年 9 月末現在）】

名古屋市中区内	・・・4 店舗	
名古屋市中村区内	・・・4 店舗	計 8 店舗

3 出会い系喫茶の摘発

名古屋市中区の出会い系喫茶「ナナカフェ金山店」の経営者の男と店員の男が、平成 22 年 3 月 26 日深夜を始めとして、3 月に計 3 回、青少年 2 名（当時 16 歳の女と 17 歳の女）の年齢確認を怠り、店舗内に立ち入らせたとして、愛知県警が摘発した。

※ 一人は他人の保険証を提示して年齢を偽って登録し、もう一人は未登録のまま入店していた。

※ 参考資料No.5 出会い系喫茶への青少年の立ち入らせの新聞報道(平成 21 年 4 月 23 日)

4 本県の対応

条例第 17 条の 6 の営業停止命令処分の適用に関して、顧問弁護士に対する相談後、「愛知県青少年保護育成条例に基づく営業停止命令の基準」に基づき検討を行った。本件については、検察が起訴しなかったことも考慮して、営業停止命令までは行わないこととした。